# 業務委託基本契約書

株式会社〇〇(以下「甲」という)を委託者、«会社名»(以下「乙」という)を受託者として、甲乙間において次のとおり業務委託基本契約(以下「本契約」という)を締結する。

本契約の成立を証するため、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、 本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文 書はその写しとする。

// Y	_	L	н	"
《送	`	ГΙ	Н	- >

甲:

즈:

#### 第1条(目的)

本契約は、甲乙間の業務委託に関する基本的事項を定めるものである。

2. 甲乙間で別に締結される個々の取引に関する契約(以下「個別契約」という)は本契約に基づいて締結される。ただし、個別契約において本契約と異なる規定を設けた場合、個別契約の規定が優先する。

#### 第2条(業務委託の範囲)

甲は、次に定める範囲内で具体的な業務を乙に委託する。

- (1)電子計算機利用にかかわる提案およびシステム開発に関する業務
- (2)甲の指定した業務に関するシステム設計、プログラム作成に関する業務
- (3)電子計算機システムの運用に関する業務
- (4)その他前各号に付帯関連する一切の業務

#### 第3条(個別契約)

- 前条の委託に当たっては、甲乙間で具体的な委託業務の内容、範囲、成果物の内容及びその引渡期限・方法、納入場所、委託料の金額及び支払方法、その他契約を遂行するに必要な条件等の詳細を、別途個別契約をもって定めるものとする。
- 2. 個別契約の成立は、次のいずれかによる。
- (1)甲が注文書を乙に交付し、乙が注文請書を甲に提出したとき
- (2)甲及び乙が前号以外の書面または双方が合意した方法による電磁的措置(以下、電磁的措置)により個別契約を締結したとき

### 第4条(個別契約の変更)

個別契約の内容の変更は、甲乙間の書面または電磁的措置による合意により成立する。

### 第5条(納品・技術役務の提供)

個別契約がシステム開発、システム設計、プログラム作成等による成果物(以下「成果物等」という)の納入を目的とするときは、乙は、納品書を添えて個別契約あるいは注文書に基づき納品しなければならない。

ただし、納期が甲乙いずれかの休業日にあたるときは、その直前の両者の共通の営業日を もって納期とする。

2. 個別契約が、技術役務の提供にかかる業務(以下「技術業務」という)の遂行を目的とするときは、乙は、甲が指定する期間(以下「業務期間」という)、甲の指定する場所において、甲

の指定する業務を遂行するために必要な役務を提供するものとする。

# 第6条(要員の交替)

乙は、前条第2項の技術業務の遂行に関して、要員を交替する必要が生じたときは、交替時期の一定期間前に甲への届け出および承認をもって、これを行うことができる。届け出る時期については、第3条の個別契約あるいは注文書により定める。

- 2. ただし、要員の事故等不可抗力により要員を交替せざるを得ない場合は、前項の規定にかかわらず一定期間をおくことなく要員の交替ができる。
- 3. 甲は技術業務の遂行に関して乙が提供した要員が、当該業務の遂行あるいは作業場所における秩序を乱した場合はその交替を乙に対して求めることができる。

# 第7条(納期等の変更)

乙は、次の各号にあたる場合は、甲に対して納期及び受託料金の変更を求めることができる。変更内容については、甲乙協議し文書をもって定める。

- (1)甲が第10条に規定する設備使用及び貸与品の提供を怠り又は遅延したこと により、 本件業務の進捗に著しく支障をきたした場合
  - (2)甲の本件業務の依頼内容に変更があり、本件業務の遂行に著しく支障が生じた場

合

- (3) 天災その他不可抗力等、乙の責に帰すべき以外の理由により、納期内に履行の見込みがなくなった場合
- 2. 乙は、納期までに成果物等を甲に納入することができないとき、または作業期間内に乙の 都合により技術業務を中止するときは、事前にその事由及び納入予定日または中止予定 日を甲に申し出て、甲の指示を受けなければならない。

### 第8条(成果物等の検収検査)

甲は、乙より成果物等の納入があった場合は、甲の定める検査方法により納入後30日以内に 検査を行い、合格した成果物等の「検収書」を乙に対して発行する。

- 2. 前項の検査の結果、不合格とされた成果物等について乙は甲の指示に従い再作成等の作業を実施し、改めて甲の検収検査を受けなければならない。
- 3. 前項の検査期間内に甲から乙に通知がなされないときは、当該成果物等が前項所定の検査に合格したものとみなす。甲が正当な理由なく成果物等の受領を拒否し、乙が甲へ当該成果物等を納入した日から前項の期間を経過したときも同様とする。

### 第9条(業務完了検査)

乙は、技術業務の提供が完了した場合直ちに「作業実績報告書」を甲に提出し、甲は「作業 実績報告書」の受領後10日以内に、甲の定める検査方法により検査を実施し、乙に 対して検査完了を通知する。

### 第10条(設備使用、貸与品)

乙は、受託業務の遂行に際して、甲の電子計算機等の機械設備並びに作業場所の使用を必要とする場合は、予め甲の承諾を得るとともに甲の管理基準に従わなければならない。

2. 甲が乙に貸与する設備、備品、技術資料等の「貸与品」の使用に関して、乙は乙の技術者に対し善良な管理者の注意をもって使用、保管させるものとし、甲の書面または電磁的措置による承諾がない限り他の目的に転用し、または第三者に貸与、閲覧等をさせてはならない。

当該乙の技術者が故意又は過失により貸与品の修理、調整の必要を惹起させた場合は乙はこれに要した費用を甲に賠償しなければならない。

### 第11条 (報告)

乙は、甲の要求のあるときは受託業務について、甲に工程計画書の提出及び進捗状況の報告を行い、また、工程遅延のおそれのあるときは、速やかにその理由及び対策を甲に提出しなければならない。

2. 乙に不測の事態が生じ、受託業務の遂行が不可能となり、或いは重大な支障をきたすことになると判明したときは、乙は直ちに甲に報告し、甲と協議のうえ適切な処置を講じなければならない。

### 第12条(損害賠償)

甲は、乙が本契約に関し、乙の責に帰すべき事由により個別契約上の甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙に対し損害賠償を請求することができるものとする。

2. 具体的な賠償方法については別途甲乙協議して定める。

### 第13条 (権利の帰属)

本契約に基づく成果物等の著作権は、甲が対価を完済したときをもって、乙から甲に移転される。

### 第14条(機密保持)

甲乙は、本契約及び個別契約の履行に際して知り得た相手方の技術・営業上の機密情報を 秘密に保持し、本契約および個別契約の履行中は勿論のこと、契約終了後も第三者に対 して開示しないものとする。ただし、甲乙に起因しない理由により公知となった技術・営業情 報はこの限りでないものとする。

2. 前項の違反により損害を被った場合、相手方に対してその損害につき賠償を請求することができるものとする。

# 第15条 (再委託)

乙は各個別契約の内容により業務の全部又は一部を第三者に再委託することがある。ただし、再委託をする場合は事前に書面または電磁的措置により甲の承諾を得るものとする。

2. 前項の場合といえども、乙は本契約及び個別契約に定める債務及び義務を免れない。

# 第16条 (債権譲渡の禁止)

甲乙は、相手方の書面または電磁的措置による事前の承諾なしに、本契約上の地位 及び本契約から生じる債務を第三者に譲渡してはならない。

#### 第17条(契約不適合責任)

乙が成果物を甲に引渡した検収終了後1年以内に発見された不具合、過誤等の不適合については、乙は、無償でこれを修正するものとする。但し、その不適合が乙の責に帰すべからざる事由によるものである場合、乙は甲の要求に従いこれを有償で修正するものとする。

### 第18条(災害補償)

乙は、技術業務の遂行における乙の業務上の災害補償を、乙の付保する保険の範囲 内で行うものとする。

### 第19条 (苦情等の処理)

甲は、乙から技術業務の就業に関して苦情等の申し出があったときは、速やかに乙と協議して迅速かつ適切な処理を図るものとする。

# 第20条 (契約の解除)

甲乙は、相手方が次の各号の1つに該当する場合、何らの催告を要せず直ちに本契約ないし個別契約の全部または一部を将来に向かって解除することができる。

- (1)本契約ないし個別契約の規定に違反し、その違反が重大なとき
- (2)支払いの停止または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社 更生手続開始、特別清算開始等の各申立があったとき
- (3)甲乙いずれかの責めに帰すべき事由により委託業務が著しく遅延し、または不能になったとき
- (4)相手方の債務不履行について、相当の期間を定めて催告したが是正されないとき
- 2. 甲は、乙が次の各号の1つに該当する場合、何らの催告を要せず直ちに本契約ないし個別契約の全部または一部を将来に向かって解除することができる。
- (1)正当な理由なくして業務の実施を放棄し、または業務の実施を休止したとき
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、業務が所定の完工期日までに完成の見込みがないと認められるに至ったとき
- 3. 前1、2項の解除は相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

#### 第21条(契約終了後の措置)

前条による本契約ないし個別契約の全部または一部の解除、もしくは契約期間の満了等により契約が終了した場合、相手方からの貸与品は速やかに返還するものとする。

# 第22条(契約期間)

本契約は、締結の日から起算して満1年間を有効とし、期間満了1ヶ月前までに甲 乙いずれからも書面または電磁的措置による契約満了の意志表示がなされないとき は、本契約は引き続き1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

#### 第23条(契約の改定)

本契約は、甲乙いずれかが正当または合理的な理由に基づいて改定を申し出たときは、契約期間内といえども甲乙の合意により改定することができるものとする。

# 第24条 (協議事項)

本契約に規定のない事項および本契約の条項について両当事者に紛争または疑義が 生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ相互理解のもとに誠意をもって解決を図 るものとする。

# 第25条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

### 第26条(反社会的勢力の排除)

甲乙は、それぞれ相手方に対し、以下の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団 その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- (2) 自らが反社会的勢力と次の関係を有していないこと
  - 1 自ら若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって 反社会的勢力を利用していると認められる関係
  - 2 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の 維持、運営に協力し、又は関与している関係
  - 3 反社会的勢力に実質的に支配を受け又は関与されている関係
- (3) 自らの役員(取締役、執行役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。)及び従業員も前2号を順守し、反社会的勢力と社会的に不

適切な関係を有しないこと

- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させて本契約を締結するものではないこと
- (5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して以下の行為をしないこと
  - 1 暴力的な要求行為
  - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 4 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
  - 5 その他前各号に準ずる行為
- 2. 甲乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
  - 1 前項(1)ないし(3)の確約に反していることが判明した場合
  - 2 前項(4)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
  - 3 前項(5)の確約に反した行為をした場合
  - 3. 前項の規定により契約が解除された場合は、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。
  - 4. 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

### 第27条(契約の効力発生日)

本契約は、契約締結日にかかわらず、《契約開始日(遡及)》より遡及的に効力を有するものとする。(以下余白)